

○国土交通省令第十九号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第三項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>(点呼等)</p> <p>第二十四条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。ただし、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、旅客自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該旅客自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあつては、当該運転者が交替した運転者に対して行つた第五十条第一項第八号の規定による通告についても報告を求めなければならない。ただし、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、旅客自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該旅客自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>3 5（略）</p>	<p>(点呼等)</p> <p>第二十四条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあつては、当該運転者が交替した運転者に対して行つた第五十条第一項第八号の規定による通告についても報告を求めなければならない。</p> <p>3 5（略）</p>
---	---

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十条及び第六十二条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

航空法施行規則の一部を改正する省令
航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>(航空機の航行の安全を確保するための装置)</p> <p>第一百四十五条 法第六十条の規定により、計器飛行等を行う航空機に装備しなければならない装置は、次の表の飛行の区分に応じ、それぞれ、同表の装置の欄に掲げる装置であつて、同表の数量の欄に掲げる数量以上のものとする。ただし、航空機のあらゆる姿勢を指示することができるジャイロ式姿勢指示器を装備している航空機にあつてはジャイロ式旋回計、自衛隊の使用</p>	<p>(航空機の航行の安全を確保するための装置)</p> <p>第一百四十五条 法第六十条の規定により、計器飛行等を行う航空機に装備しなければならない装置は、次の表の飛行の区分に応じ、それぞれ、同表の装置の欄に掲げる装置であつて、同表の数量の欄に掲げる数量以上のものとする。ただし、航空機のあらゆる姿勢を指示することができるジャイロ式姿勢指示器を装備している航空機にあつてはジャイロ式旋回計、自衛隊の使用</p>
---	---

する航空機のうち国土交通大臣が指定する型式のものにあつては外気温度計、航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機（同表の規定によりVOR受信装置を装備しなければならないこととされるものに限る。）以外の航空機にあつては機上DME装置は、装備しなくてもよいものとする。

する航空機のうち国土交通大臣が指定する型式のものにあつては外気温度計、航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機（同表の規定によりVOR受信装置を装備しなければならないこととされるものに限る。）以外の航空機にあつては機上DME装置は、装備しなくてもよいものとする。

2
(略)

計器飛行方式による飛行	飛行の区分	
	装置	数量
(略)	一 十 (略) 十一 次に掲げる装置のうち、その飛行中常時、NDB、VOR、タカン又は測位衛星からの電波を受信することが可能となるもの イ 方向探知機 ロ VOR受信装置 ハ 機上タカン装置 ニ 衛星航法装置（NDBからの電波の受信により飛行する場合にイに掲げる装置に代わる装置として装備するものに限る。）	(略) 一 (航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機)の号に掲げる装置で現に装備するもの以外、着陸に適した空港等までの飛行を行うことを可能とするものを装備するものを除く。(一)にあつては、(二)

2
(略)

計器飛行方式による飛行	飛行の区分	
	装置	数量
(略)	一 十 (略) 十一 次に掲げる装置のうち、その飛行中常時、NDB、VOR又はタカンからの電波を受信することが可能となるもの イ 方向探知機 ロ VOR受信装置 ハ 機上タカン装置 (新設)	(略) 一 (航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機)にあつては、(二)

(救急用具)
第百五十条 航空機は、次の表に掲げるところにより、救急用具を装備しなければこれを航空の用に供してはならない。

区分	品目	数量	条件
一 (略)	救急箱 (略)	(略) 一 (旅客を運送する航空運送事業の用に供する飛行機、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機又はターボジェット発動機を装備する飛行機であつて、百を超える客席数を有するものにあつては、その超える数が百までを増すことに一を加えた数 (その数が六を超える場合には、六。) (略)	(略)
二 (略)	救急箱 (略)	(略) 一 (旅客を運送する航空運送事業の用に供する飛行機、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機又はターボジェット発動機を装備する飛行機であつて、百を超える客席数を有するものにあつては、その超える数が百までを増すことに一を加えた数 (その数が六を超える場合には、六。) (略)	(略)
三 (略)	救急箱 (略)	(略) 一 (旅客を運送する航空運送事業の用に供する飛行機、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機又はターボジェット発動機を装備する飛行機であつて、百を超える客席数を有するものにあつては、その超える数が百までを増すことに一を加えた数 (その数が六を超える場合には、六。) (略)	(略)

(救急用具)
第百五十条 航空機は、次の表に掲げるところにより、救急用具を装備しなければこれを航空の用に供してはならない。

区分	品目	数量	条件
一 (略)	救急箱 (略)	一 (略)	(略)
二 (略)	救急箱 (略)	一 (略)	(略)
三 (略)	救急箱 (略)	一 (略)	(略)

2 航空運送事業の用に供する航空機 (法第四条第一項各号に掲げる者が経営する航空運送事業の用に供するものを除く。)であつて客席数が六十を超えるものには、救急の用に供する医薬品及び医療用具を装備しなければならない。

3・4 (略)

3 (新設)

1・2 (略) 附則

3 第二百四十条第一項第十二号の規定は、当分の間、成田国際空港については、適用しない。

附則
 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第百五十条の規定は、平成三十一年十月一日から施行する。